

広島県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を休止した旨の届出があった。

平成二十四年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所在地	事業所の 名称	事業所 所在地	休止年月日
医療法人社団天 風会益田整形外 科医院	尾道市因島土生町一 八九九番地一一〇	医療法人社団天 風会益田整形外 科医院	尾道市因島土生町一 八九九番地一一〇	平成二四年 一月二二日